

公益財団法人シップヘルスケア古川教育財団

助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人シップヘルスケア古川教育財団（以下「財団」という）の助成金の交付に関する事項について定め、その公正かつ公平な運営を図ることを目的とする。

(助成金の目的及び交付対象)

第2条 財団が助成金を交付する対象は、保育、看護、介護、福祉の観点から岡山の地域振興を図る活動を行う者、地域やコミュニティの振興を図る活動を行う者、学生が行う自主性、社会性を培う体験活動及びボランティア活動等に励む活動とする。

この規程に基づく助成金の交付対象は次に掲げるものとする。

- (1) 保育、看護、介護、福祉に取り組む活動
- (2) 地域やコミュニティの活性化に取り組む活動
- (3) 学生活動支援（研究活動、ビジネス活動等）

(申請者の募集)

第3条 助成金の希望者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。

(申請及び申請期間)

第4条 申請者は、所定の申請書を財団に提出しなければならない。

- 2 申請者は、毎年4月1日から5月31日までに申請を行うものとする。ただし、財団が特に必要と認めた場合は、上記期間外においても申請を受け付けることがある。

(助成の対象となる経費)

第5条 助成の対象となる経費は、助成対象分野の活動に消費する運営費、施設費、交通費、消耗品費、備品費、その他活動に必要な経費とする。

(選考委員会の設置)

第6条 財団は、助成対象者を選考するため、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める選考委員会規程で定める。

(助成金交付手続等)

第7条 財団事務局は、受け付けた申請書を、代表理事の承認を得て、選考委員会に送付するものとする。

- 2 選考委員会は、第2条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を代表理事に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
- 3 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
- 4 代表理事は、理事会が決定した事項に基づき、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。

(助成金の決定通知)

第8条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

(実施計画等の変更)

第9条 助成金の交付の決定を受けたのちに、実施計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、代表理事の承認を受けなければならない。

(助成金の使用制限)

第10条 助成金の交付を受けた者は、第5条の規定に従い、その事業に直接必要な費用に使用しなければならない。

(整理保管)

第11条 助成金の交付を受けた者は、領収書および受領書など関係書類を整理保管しなければならない。

(監査)

第12条 代表理事は、必要があると認めたときは、理事会の承認を得て、助成金の交付を受けた者に対し、経理ならびに研究事項等につき報告を求め、または経理ならびに活動内容等につき監査することができる。

(実施の報告)

第13条 助成金の交付を受けた者は、実施期間終了後1ヶ月以内に、実施報告の要旨を代表理事に報告しなければならない。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第14条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行なったとき
- (2) 対象となる活動等が中止になったとき

(3) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が定める。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附 則)

1. この規程は、2024年2月13日から施行する。